

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：光南建設株式会社（法人番号 4360001008787）
業者の住所：沖縄県宜野湾市宜野湾 3－2－16
- 2 指名停止措置期間：令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 12 月 3 日まで（4 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：沖縄県
- 4 事実概要
上記有資格者は、沖縄県において令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、競争参加資格の申請を行ったことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 24 日、沖縄県知事から処分（営業停止 30 日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領 付表第 2

措 置 要 件	期 間
1～12 省略 (建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 14～16 省略	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内